平成２２年（フ）第４８５号
石川県石川郡野々市町下林３丁目306番地
セジュールＳＡＫＵＤＡ103号室
債務者　大平　敏明
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４８６号
石川県石川郡野々市町下林３丁目306番地
セジュールＳＡＫＵＤＡ103号室
債務者　大平　松江
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５０５号
金沢市押野３丁目673番地　金沢西グリーンマンション604号
債務者　岩城　良章
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５１７号
金沢市示野町ト65―８、住民票上の住所金沢市粟崎町３丁目84番地４
債務者　守田　信行
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
福井県敦賀市結城町17番３号
債務者　道司　達哉
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第３０１号
長野県安曇野市堀金烏川1660番地11
債務者　竹花　幸夫
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１７２号
岐阜市薮田南４丁目14番12号
債務者　松古　昭男
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４６１号
岐阜市清本町７丁目40番地
債務者　今村　謙一
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５７４号
岐阜市白菊町４丁目42番地　パナハイツ矢島101号室
債務者　堀　　猛雄
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２７３８号
名古屋市南区浜田町４丁目120番地　元塩荘２棟603号
債務者　金　　哲熙
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７３９号
名古屋市南区浜田町４丁目120番地　元塩荘２棟603号
債務者　勝見　文子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８８３号
名古屋市天白区池場３丁目715番地　メゾンシエテ302号
債務者　水井　貴子（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９２９号
愛知県半田市大高町２丁目36番地の１　２Ｆ
債務者　山下　宏子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９４２号
名古屋市港区春田野１丁目3204番地　ドミール21Ａ棟101号
債務者　三木冨士子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６８号
愛知県稲沢市朝府町７番１―304号
債務者　増田フミ子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４５６号
愛知県江南市野白町野白168番地
債務者　石井　正明
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２２６号
滋賀県近江八幡市桜宮町211番地１　508号、前住所大阪府堺市中区福田210番地114
債務者　伊藤　　真
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１７１号
京都府向日市寺戸町笹屋10―８、住民票上の住所大津市真野２丁目27番27号
債務者　システムクリエイトこと　小田　庸夫
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係